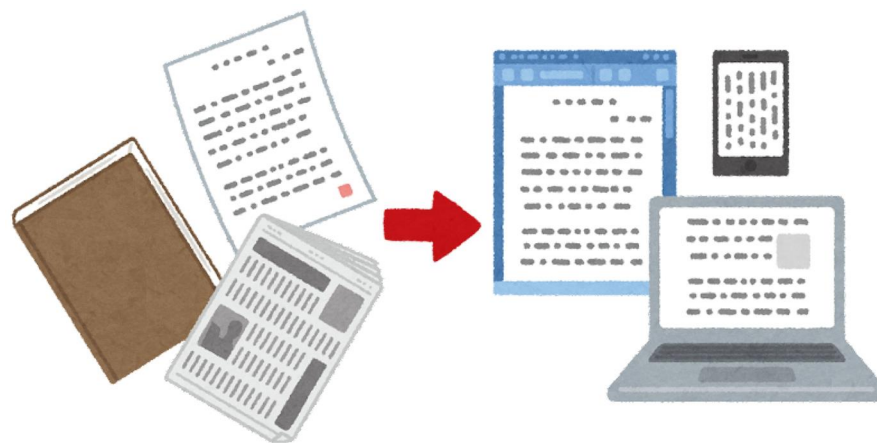


令和7年度 地域デジタル化促進事業支援補助金募集要項



受付期間：令和7年9月10日（水）～ 令和8年1月30日（金）

※土日祝日を除く

受付場所：嘉麻市役所本庁舎 デジタル戦略課



嘉麻市デジタル戦略課

1 地域デジタル化促進事業支援補助金の概要

地域（公民館単位、行政区単位等）のデジタル化促進に関し、地域自らが取り組む計画策定等について、必要な人的支援、経費に対する支援を行い、特色ある地域デジタル化促進を図ることを目的する補助事業を実施するもの。

また、これらの結果についてはとりまとめ、他地域に資料展開し、嘉麻市全体のデジタル化推進を図るものである。

2 補助対象事業

<対象となる事業>

嘉麻市内各地域のデジタル化促進につながり、公益上必要と認められる事業で、以下の要件を満たすもの

- (1) 市内で実施される事業であること
- (2) 事業の内容が明確であること
- (3) 令和8年3月31日までに実績報告が完了する事業であること

<対象とならない事業>

- (1) 宗教的活動や政治的活動を目的とする事業
- (2) 売名を目的とする事業
- (3) 主として営利や私的な利益を目的とする事業
- (4) 事業申請を行った年度内に事業が完了しないおそれがある事業
- (5) 補助金交付決定の前に着手した事業
- (6) この補助金以外の補助等を受けている事業
- (7) 効果が特定の個人、グループ又は地域のみに帰属する事業
- (8) その他市長が適当でないと認める事業

3 補助対象団体

<対象となる団体>

次のいずれにも該当する団体であること

- (1) 10人以上で構成されていること
- (2) 構成員の半数以上が、市内に住所又は勤務先、通学先を有すること
- (3) 活動の拠点が市内にあること
- (4) 代表者が明らかであり、規約や会則等を備え、会計処理（予算・決算を含む）が行われていること

<対象とならない団体>

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 宗教的活動や政治的活動を主たる目的として設置された団体
- (3) 公序良俗に反すると認められる団体
- (4) その他市長が適当でないと認める団体

4 補助金額

<補助金額>

1つの事業につき上限5万円（1団体あたり上限5万円）

※上記金額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する額とする。

※売上金、協賛金などの収入がある場合は、補助対象経費の総額から控除されます。

<補助対象経費>

対象となる経費は、事業の実施に直接必要と認められる経費とします。

項目	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
人件費 (報償費等)	講師への謝礼	補助団体構成員に対するもの、商品券 等金券や記念品等の購入経費

需用費	消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、食糧費（補助対象事業の実施に係る作業等における社会通念の範囲内と認められる飲食費。）	懇親を目的とした食糧費や外食等
役務費	通信運搬費、手数料	
使用料及び賃借料	会場使用料、機械使用料等	家賃（敷金、礼金等も含む）
備品購入費	事業の実施に直接必要な備品の購入費	1品が10万円以上のもの
その他経費		・土地の取得、造成、補償に係る経費 ・建物の建築及び増改築等に係る経費 ・領収書等により、事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費 ・事業実施に直接かかわらない経費や社会通念上適切でない経費 ・団体の維持運営に係る経費 ・その他市長が適当でないと認める経費

<補助期間>

単年度の補助となります。（複数年の取り組み計画であっても単年度単位の事業に対して補助金を交付します。）

5 申請の流れ



<申請方法(上図中①)>

(1) 申請期間

令和7年9月10日(水)～令和8年1月30日(金)

デジタル戦略課デジタル戦略係に直接ご提出ください。

※電子申請も可

(2) 申請書類

デジタル戦略課窓口または嘉麻市ホームページからダウンロードできます。

- ・地域デジタル化促進事業支援補助金交付申請書
- ・規約、会則又はこれらに類する書類
- ・構成員名簿
- ・補助対象事業に係る計画書又は計画準備書
- ・補助対象事業に係る収支計画書
- ・その他市長が必要と認める書類

※その他、審査に際し必要がある場合は、他の書類の追加提出をお願いすることがあります。

<実績報告・請求書(上図中②・③)>

(1) 提出期間

補助金の交付決定を受けた団体は、事業完了後30日以内もしくは令和8年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書をご提出ください。

(2) 提出書類

- ・地域デジタル化促進事業支援補助金実績報告書
- ・補助対象事業の収支実績書
- ・補助対象事業の自己評価書
- ・事業に要した費用の領収書の写し
- ・事業の実施状況がわかる写真（事業前、実施中、実施後等）
- ・その他市長が必要と認める書類

(3) 請求書

実績報告書の提出後、補助金額の確定通知を受けた団体は、嘉麻市地域デジタル化促進事業支援補助金交付請求書をご提出ください。

6 審査方法

(1) 予備審査：嘉麻市デジタル戦略課

(2) 本 審 査：地域デジタル化促進事業支援補助金選考委員会

＜審査基準＞

(1) 公益性

- ・ 広く嘉麻市に開かれた事業であること
- ・ 事業の効果が不特定多数の市民に広く及ぶこと（サービス対象者だけでなく、他の市民や他の地域、社会全体への「広がり」や「波及効果」が認められること。）
- ・ 事業あるいはこの補助金の主たる受益者が、応募団体の構成員や特定の人のみに偏っていないこと（仲間内の活動など、「私益」「共益」にあたるものではないこと。）

(2) 事業の目的及び効果

- ・ 電子機器等を効果的に活用し、効率化、経費削減に資するものであるか
- ・ 事業の目的と効果（事業を通じて嘉麻市で何を実現させたいのか、どんな効果があるのか）が明確か
- ・ 時代の要請や社会状況などに即したものか
- ・ 市民の税金を使ってその事業を支援することについて、広く市民の共感が得られ、応援したくなるような内容のものか

(3) 実現性

- ・ 実現可能な実施方法やスケジュール、予算等の事業計画を立てているか

(4) 期待度

- ・ 発想、着眼点、手法など市民ならではの先駆性や独創性、工夫があり、今後の展開に期待が持てる事業か
- ・ 今後、継続し定着させていくことを目指す事業か

(5) 自立性

- ・ 補助金だけに頼らない資金確保に努めているか
- ・ 自立性を高めるため、一般市民や他の市民団体、企業などとのネットワークを広げ、連携し、巻き込んでいく視点があるか

(6) 団体の適正性

- ・ 運営が閉鎖的でなく、広く開かれた組織か

- ・申請する事業を行うにあたって、適正な規模内容を保有しているか
- ・事業規模に見合った自己負担能力を有しているか

※審査基準の決定及び事業の適否の審査は、嘉麻市地域デジタル化促進事業支援補助金選考委員会が行います。

7 留意事項

(1) 変更・中止・廃止が生じる場合は、事業実施日が異なる等軽微な変更を除き、地域デジタル化促進事業支援補助金事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書を提出ください。中止及び廃止、交付した補助金に残額が生じた場合には、補助金の全額または一部を返還していただきます。

(2) 広報

事業実施にあたり、地域デジタル化促進事業支援補助金を受けて事業を行っている旨をチラシやポスター等に必ず明示してください。実績報告時の成果物（写真等）の提出時において、明示していることがわかる資料を提出してください。

例：「この事業は、嘉麻市地域デジタル化促進事業支援補助金の交付を受けて実施しています。」

「この事業は、嘉麻市地域デジタル化促進事業支援補助金による市民と行政の協働事業です。」

(3) 公表

取り組み事業の成果や概要は個人情報に関する部分を除き、広報誌やホームページ等で広く市民に公表します。

(4) その他

当補助金を活用し掲示物などを作成、設置した場合は、補助終了後も責任をもって管理してください。事業自体を終了する場合は、団体が責任をもって撤去等対処してください。

8 提出先・お問い合わせ先

●デジタル戦略課デジタル戦略係（本庁舎4階）

〒820-0292 嘉麻市岩崎 1180 番地 1

[TEL] 0948-42-7420 [FAX] 0948-42-7097

●地域デジタル化促進事業支援補助金特設ページ（嘉麻市HP）URL: <https://www.city.kama.lg.jp/site/digital/30947.html>